

* 以下において、『日本税法学会創立30周年記念祝賀税法学論文集』（昭和56年）1頁以下に収録されている、中川一郎「30周年を迎えて」という論考をほぼそのまま再録する。この論考は、学会創立前の状況、学会創立時および学会創立後の30年間に及ぶ歴史をまとめて叙述するものである。なお、原文のうち、「F 訪欧税務訴訟調査団」の項目中、団員名簿は、紙数の関係上割愛した。

各大会における報告テーマ、報告者等の記録は、それぞれの時期に先人たちが何を問題として研究してきたかを詳細に示すもので、興味深い。なお、この論考は、発表の時期との関係で、昭和55年11月開催の第58回大会までを対象としている。第59回大会以降の記録は、この論考の後に続けて収録することにする。（付記：田中治）



30周年を迎えて

Zum dreißigsten Jahrestag von Japan
Steuerrechtswissenschaft Gemeinschaft

理事長 中川一郎

Dr. jur., Rechtsanwalt, Präsident von Japan
Steuerrechtswissenschaft Gemeinschaft

ICHIRŌ NAKAGAWA

はしがき

当学会創立30周年の81年を迎え、30年間、早いようで、案外長いものであったと、今更感ひとしおである。税法学200号記念号267～287頁において、「日本税法学会15年史」を掲載したが、同号のストックは皆無であり、蔵書しておられない会員もあろうから、重複する箇所もあるが、次のような順序で、30年間について当学会の特色を述べよう。

- A 学会創立以前の状況
- B 学会の創立—設立経過報告書
- C 第1回大会以降第58回大会までの概要
- D 各地区研究会の開催
- E 国税通則法制定に関する意見書の提出
- F 訪欧税務訴訟調査団
- G 役員組織の確立
- H 役員を選任
- J 刊行記念号、論文集及び図書の刊行
- K 創立当初より30年間在籍会員の氏名
- L 30年間の会員異動一覧表

A 学会創立以前の状況

45年（昭20）8月、敗戦に伴い破局にひんした財政の再建は、西ドイツと同じく、租税負担の増大により行われた。戦時中の公債に代わり、国民の大半は、突然に生活を脅かされる租税を負担しなければならないことになったので、租税に対する国民の関心は急激に高まった。これが、税法学創造への第一の社会的要請であった。

第二に、46年（昭21）に新憲法が制定され、軍備なき民主主義国家の建設に発足するや、独裁政治下において、長年にわたり慣例となっていた、行政処分に対して、国民は、政府並びに行政庁への「お願い」から、法律に基づく要請、すなわち、裁判による権利の主張へと転化したのである。しかも、新憲法76条2項2段により、行政機関は終審として裁判を行うことができないこととなり、従前の行政裁判所は廃止され、税務訴訟は、行政機関から司法機関へ、すなわち、最高裁判所の系列化に服する裁判所の専属管轄に属することになった。これにより、制度的には、課税に当たって国民の権利保護が認められることになった。したがって、税法の領域における国民の保護される権利に対する法学的研究が必要になってきた。これが、従来存在しなかった税法学の創造への第二の社会的要請である。

第三に、47年（昭22）の税法改正により、まず、所得税及び法人税につき申告納税制が採用された。これにより、納税義務者は、自ら課税要件事実を認定し、税法の規定に従い発生する納税義務の内容を、自ら具体的に決定して申告しなければならないこととなった。そのためには、税法中の課税要件に関する規定を正しく法的に解釈し、要件事実を認定し、自らこの要件事実とその規定を適用しなければならない。しかし、課税標準である所得や財産の計算は、行政法理論によっては解決することができない。収入金額、必要経費、益金、又は損金の金額、収益及び費用という法概念の内容は、いったい何であるか。これらがいずれの課税期間に帰属するのか。これらを解決できるような税法の法学的理論の樹立が要請された。これが税法学創造への第三の社会的要請である。

それまで16年間、民事法、経済法及び労務統制法を専攻してきた私は、ここで率先して税法学創造の道を選んだのである。

その理由は、我が国の法学者には、大学に必須科目ないしは選択科目として講座の設けられていない特別法の専攻を志す者が、諸種の経済的理由により少ないことが予想されること、しかも誰かがこの税法学を自ら専攻し、同時に研究を普及しなければならないこと、教壇から降りたが、法学研究を続ける私には、もはや大学の講座に対して全く関係がなかったこと、私の過去における民事法や経済法の研究が、必ずや税法学研究の上において生かされると確信したこと、によるものである。

さて、税法の研究を始めたものの、終戦の翌46年（昭21）であり、税法の法規集も、判例集も存在しなかったから、今日から考えれば、全く想像もできないような肉体的・経済的苦勞をして、まず官報や各種資料を集め、自らの手により税法規集を編さんしなければならなかった。これを活字にしなければ研究はできないから、48年（昭23）5月に割当用紙外の、今日見れば、哀れなせんか紙で、450頁ばかりの「税務法規総覧」を公刊した。また、各裁判所において税務訴訟判決謄本の写を集め、各種判例集により、明治時代にさかのぼり、当時現行の税法の解釈・適用に多少とも関連を有する判例を手書き—コピーはないから—により摘出した。同時に、丸善でやっと入手した19年（大8）のドイツのRAO、34年（昭9）のStnApG（租税調整法）の研究に着手した。

一方、ドイツにおいては、Steuer und Wirtschaft (StW)、スイスにおいては、故エルンスト・ブルームンシュタイン教授編集のVierteljahrschrift für schweizerisches Abgaberecht（現在のArchiv für schweizerisches Abgaberecht）の発行により、これらの国の税法学が発展した実績にかんがみ、私は、51年（昭26）1月、きびしい世間の批判も顧みず、月刊紙「税法学」を創刊したのである。大学教授でも

ない若輩が（当時、私は41歳5箇月）、しかも京都において、法律学に名を列ねてもいない税法学の月刊紙を発行するとは、無謀そのもの、3号雑誌（4号以下は、購読者なきため廃刊の憂き目をみる雑誌の意）にすぎないという風評を作為してか、随分聞こえてきた。しかし、当時既にシャープ勧告により、大学に税法に関する講座の設置が要請されていた。この雑誌発行所である私の「三晃社」の東京支社長戸紀次郎君は、本誌2号の編集後記において、「大蔵省・国税庁首脳部がいずれも本誌創刊に絶大な賛意を表され、今後資料の提供のみならず、問題を定立されんとすることは、税法学の将来に光明を約束するものである。」と述べている。

この「税法学」の執筆者である前京大教授黒田覚弁護士、三木今二弁護士、宅間達彦判事、平峯隆判事、石塚陸公認会計士等と共に、税法学研究会を開催しようという打合せをして、次のように開催した。

注 以下、敬称略、7、1は、「税法学」誌7号1頁に論文、又は記事掲載の略号、以下これに準ずる。

◎第1回税法学研究会（8、35）

日 時 昭和26年7月29日 p.m.1.30～5.00

会 場 立命館大学総長公室

研究報告 1 適法性の推定と税務訴訟の立証責任（7、1）

2 判例批評「税務署長のした滞納処分の執行停止を求める民事訴訟法に基づく仮処分は訴えられるか（8、37） 宅間達彦

出席者 池田良之助 石塚 陸 萩野益三郎 奥村 文輔 河村 澄夫
木村 義朝 黒田 覚 神中 成浩 末川 博 宅間 達彦
竹内 貢 竹沢喜代治 中川 一郎 藤原 龍太 松本 保三
三木 今二 山田近之助 渡辺 鎮雄

◎第2回税法学研究会（9、40）

日 時 昭和26年9月2日 p.m.1.30～5.00

会 場 合成興（百万遍電停前、現在の鑑屋政秋）

研究報告 1 税法と黙秘権（8、1） 佐伯千仞

2 判例にあらわれた入場税の特別徴収義務者の意義（4、27；8、29） 三木今二

出席者 石塚 陸 井上仁三郎 大木 勇 萩野益三郎 黒田 覚
佐伯 千仞 神保 修蔵 宅間 達彦 田辺 哲崖 谷口 知平
中川 一郎 中田 淳一 平峯 隆 藤原 龍太 前堀 政幸
松本 保三 三木 今二 山田近之助

この研究会において、日本税法学会を昭和26年（51年）秋創立することに意見が一致し、私の「綜合法規研究所」（学会創立後、「税法研究所」と改称）を創立事務所として直ちに設立事務に着手した。

◎第3回税法学研究会（10、28）

日 時 昭和26年10月14日

会 場 立命館大学大学院311号室

研究報告 1 青色申告制度と課税標準法の転換（10、17） 中川一郎

2 国税徴収法第23条の1について（7、42）

出席者 井上仁三郎 今西 雄治 大木 勇 大森 忠夫 奥村 文輔
神宇和吉一 木村 義朝 阪口 静雄 神中 成浩 高田 巖

宅間 達彦 中川 一郎 平峯 隆 広実 郁雄 藤原 龍太
前堀 政幸 松本 保三 三木 今二

研究会終了後、日本税法学会設立発起人会を開き、創立総会及び第1回大会を、昭和26年11月5日京都大学において開催することに決定した。

B 学会の創立—設立経過報告書

綜合法規研究所が税法学の確立を志し、昭和26年1月、月刊紙「税法学」を創刊し、税法理論の究明に努めていたところ、同年9月2日第2回税法学会の席上、日本税法学会結成の議が満場一致で可決され、添附別紙の発起人により設立事務所を、京都市左京区田中大堰町29「綜合法規研究所」に置き、設立事務に着手した。

同年10月14日第3回税法学会終了後、午後5時より立命館大学院において設立発起人会を開き、規約案、創立総会の日程につき協議し、11月5日京都大学において、創立総会及び第1回大会を開催することに決定した。

同年11月5日午前10時より、京都大学工学部会議室において創立総会、午後1時より第1回大会を開催した。創立総会当日までにおける入会申込者は102名、創立総会出席者は60名であった。

創立総会の議事

- 1 開会の辞 発起人代表 中川 一郎
- 2 議長選任 議長 黒田 覚
- 3 規約案審議 発起人代表中川一郎の規約案説明後、質疑に入り、活発な意見の発表があり、次いで議長は、修正案の採決に入り、修正案のごとく、日本税法学会規約が成立した。
- 4 役員選任 議長は、役員選任の方法として選考委員によることを諮ったところ、満場異議なく、次の者を選考委員に議長が指名した。
選考委員 杉村章三郎 田中勝次郎 中川 一郎 藤原 龍太 三木 今二
選考委員は、別室にて理事36名、監事3名を選考し、総会に諮ったところ異議なく承認、引続き理事会を開き、理事長及び常務理事を互選し、総会の承認を得た。役員氏名は、別紙 発起人氏名に、★（理事長）、☆（常務理事）、◎（理事）、◇（監事）を付した。発起人でない理事は、別紙の末尾に追加した。
- 5 会費の金額に関する件 会員は、年額1,200円（昭和26年度は500円）、賛助会員は、年額5,000円以上とすることに決定した。
- 6 機関誌に関する件 「税法学」を日本税法学会編集による機関誌とし、会員は毎月無料頒布を受けることとした。
- 7 理事長あいさつ 田中勝次郎

以上をもって、創立総会の議事は全部終了し、議長は閉会を宣した。

以上により、日本税法学会は、設立した。

別紙 発起人氏名（括弧内は、当時の現職を示す。）

浅 川 公（弁護士）
◎阿 保 浅次郎（東京弁護士会会長）
伊 沢 孝 平（東北大学教授）

- ◎石井照久 (東京大学教授)
- ☆石田文次郎 (弁護士)
- ◎石塚陸 (公認会計士)
井上仁三郎 (計理士・近畿大学講師)
今西雄治 (計理士)
岩野稔 (鹿児島地方裁判所長)
- ◎大木勇 (日本計理士会副会長)
大橋光雄 (弁護士・名城大学教授)
- ◎大森忠夫 (京都大学教授)
- ◎大山幸夫 (弁護士・名古屋税理士会会長)
- ◎荻野益三郎 (大阪高等裁判所判事)
奥村文輔 (弁護士)
- ◎小沢文雄 (法務府行政訟務局長)
- ◎小野木常 (大阪大学教授)
柏木千秋 (名古屋大学教授)
月下部武丸 (公認会計士)
- ☆片桐勝昌 (日本計理士会会長)
- ◎片山金章 (中央大学教授)
勝本正晃 (弁護士)
神宇知吉一 (計理士)
河村澄夫 (大阪地方裁判所判事)
岸上康夫 (東京地方裁判所判事)
- ◎吉川大二郎 (弁護士・立命館大学教授)
木村義明 (計理士)
- ◇榑天海 (計理士)
- ◎久礼田益喜 (東京高等裁判所判事)
- ☆黒田覚 (弁護士)
小寺叔輔 (札幌弁護士会会長)
小町谷操三 (東北大学教授)
- ◇佐伯千仞 (弁護士)
- ◎斎藤秀夫 (東北大学教授)
阪口静雄 (計理士)
沢田直也 (大阪地方裁判所判事補)
神中成治 (税理士)
末川博 (立命館大学総長)
- ☆杉村章三郎 (東京大学教授)
杉本良吉 (法務府行政訟務局第四課長)
角井謹一郎 (計理士)
- ◎関根達夫 (法務府行政訟務局第五課長)
高田巖 (計理士)
- ◎高田源清 (九州大学教授)

高 根 義三郎 (千葉地方裁判所判事)
宅 間 達 彦 (京都地方裁判所判事)
竹 沢 喜代治 (大阪地方裁判所判事)
竹 中 清 一 (近畿大学講師)
★田 中 勝次郎 (弁護士)
◎田 中 治 彦 (法務府民事法務長官)
田 辺 哲 崖 (弁護士)
◎俵 静 夫 (神戸大学教授)
圓 藤 重 光 (東京大学教授)
堤 博 康 (計理士)
☆中 川 一 郎 (綜合法規研究所長・名城大学教授)
☆中 村 宗 雄 (早稲田大学教授)
◇長 柄 金 吾 (大阪計理士会会長)
☆仁 科 哲 (弁護士)
◎西 本 寛 一 (弁護士・関西大学教授)
平 田 央 (弁護士)
平 峯 隆 (大阪高等裁判所判事)
広 実 郁 雄 (計理士)
枇杷田 源 介 (弁護士)
福 島 四 郎 (関西大学教授)
☆藤 原 龍 太 (大阪税理士会会長)
堀 五之介 (神奈川大学教授)
前 堀 政 幸 (弁護士)
◎松 宮 隆 (弁護士)
松 本 蒸 治 (弁護士・公益事業委員会委員長)
松 本 保 三 (京都地方裁判所判事補)
丸 山 慶 夫 (公認会計士)
三 木 今 二 (弁護士)
柳 瀬 良 幹 (東北大学教授)
矢 野 勝 久 (名城大学助教授)
山 田 近之助 (京都地方裁判所判事)
山 本 正太郎 (関西学院大学助教授)
渡 辺 鎮 雄 (名城大学教授)



(発起人でない役員)

◎谷 口 知 平 (大阪市立大学教授)
◎野 間 繁 (明治大学教授)
◎米 谷 隆 三 (弁護士・企業法研究所長)
◎吉 永 栄 助 (一橋大学教授)